

諮問番号：諮問第 54 号

答申番号：答申第 54 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 45 条第 4 項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。具合が悪く、毎日通院している。医師から 2 級の診断が出ているのに 3 級となるのは納得がいかない。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、総合的に判断すると 3 級に該当すると認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号。以下「施行令」という。）で定める精神障害の状態に該当するか否か、該当するとすればどの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級判定に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）上の審査基準として、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）及び「福岡県精神障害者保健

福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」（以下「留意事項」という。）を設定しているため、以下では、本件処分が法令及び審査基準に沿って適正に行われたかを判断する。

審査請求人が手帳の交付申請時に添付していた医師の診断書によると、次のことがいえる。

- (1) 精神疾患の存在については、「うつ病」、すなわち判定基準における「気分（感情）障害」の存在が認められる。
- (2) 精神疾患（機能障害）の状態については、審査請求人には、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期」があり、症状が不安定であることはいかがわられるが、その程度について、それが著しいことを示す記載は認められない。

したがって、審査請求人の精神疾患（機能障害）の状態は、判定基準の障害等級3級に該当するものと判断される。

- (3) 能力障害（活動制限）の状態については、審査請求人は、「⑥ 生活能力の状態」の「2 日常生活能力の判定」欄の8項目中全項目が能力障害（活動制限）の程度が中程度の「援助があればできる」に該当するとされていることと、「⑦ ⑥の具体的程度、状態等」欄の記載から障害により日常生活に制限を受けていることが認められる。

したがって、審査請求人の能力障害（活動制限）の状態は、判定基準の障害等級2級程度に該当するものと判断される。

- (4) 一方、留意事項では、精神疾患（機能障害）の状態、能力障害（活動制限）の状態のいずれの判断に当たっても、現時点の状態のみではなく、おおむね過去2年間の状態、あるいは今後2年間に予想される状態も考慮すること、また、気分障害に関して、うつの病状がある病相期は長期にわたる場合もあれば短期間で回復し安定化する場合もあること、一般にそううつ病の病相期は数ヶ月で軽快することが多いこと等が記載されている。

審査請求人においては、診断書作成医療機関の初診年月日から診断日までの間は7か月に満たない程度、推定発病時期から診断日までの間は9か月程度である。障害の状態を判断するに当たって考慮する過去の状態例がまだ少ない状況で、病相期の期間や病相期が繰り返す程度が判断しにくいものと思われる。

以上のことから判断すると、審査請求人の能力障害（活動制限）の状態は障害等級2級程度と認められるものの精神疾患（機能障害）の状態は障害等級3級と認められること、審査請求人の精神疾患の病相期の持続期間がまだ短いこと、うつ病という精神疾患の特性から、処分庁が、審査請求人の障害等級を総合的に判断して3級と決定したことを、違法又は不当ということはできない。

審査請求人の障害等級を判定するにあたって、他に考慮すべき特段の事情も認められず、そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年3月20日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年6月11日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、障害等級2級ではなく3級との判定がなされたことについて不服を述べていると解されるので、本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が、施行令で定めるとの障害等級に該当するかということになる。

処分庁は、行政手続法上の審査基準として設定している判定基準において、障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認、(3)能力障害（活動制限）の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととしている。

そして、障害の程度の個別具体的な判定は、医師が作成した診断書をもとに処分庁が行うものであるが、その障害の程度に関する判定・判断は、専門的・医学的判断を前提とした処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

これらのことを踏まえて、審査請求人が手帳の交付申請時に添付していた医師の診断書に基づき、以下、判断する。

(1) 精神疾患の存在の確認

「うつ病」、すなわち判定基準における「気分（感情）障害」の存在が認められる。

(2) 精神疾患（機能障害）の状態

審査請求人は、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期」があり、その程度について、症状が不安定であることはいかがわれる。

しかし、処分庁が提出した平成 29 年 10 月 12 日付け回答書によれば、うつ病の診断基準にある 9 つの症状のうち、審査請求人において明らかにあるといえる症状は 2 つ、あるにしても軽度なものが 2 つ、存在及び程度が不明なものが 3 つ、ないと思われるものが 2 つであると考えられる。典型的及び重度なうつ病の場合、上記 9 つの症状は全て出現することなので、これらのことからすると、審査請求人のうつ病の程度は重度とまでは言えないものと認められる。

(3) 能力障害（活動制限）の状態

審査請求人は、「⑥ 生活能力の状態」の「2 日常生活能力の判定」欄の 8 項目中全項目が能力障害（活動制限）の程度が中程度の「援助があればできる」に該当するとされていることと、「⑦ ⑥の具体的程度、状態等」欄の記載からは障害により日常生活に一定の制限を受けていることが認められる。

(4) 精神障害の程度の総合判定

留意事項には、以下の事項が記載されている。

- ・精神疾患（機能障害）の状態、能力障害（活動制限）の状態のいずれの判断に当たっても、現時点の状態のみではなく、おおむね過去 2 年間の状態、あるいは今後 2 年間に予想される状態も考慮すること。
- ・気分障害に関して、うつ病の病状がある病相期は長期にわたる場合もあれば短期間で回復し安定化する場合もあること、一般にそううつ病の病相期は数ヶ月で軽快することが多いこと。
- ・能力障害（活動制限）の状態の判断は、治療が行われていない状態で判断することは適当ではなく、十分に長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とすること。

審査請求人においては、診断書作成医療機関の初診年月日から診断日までの間が 7 か月に満たない程度、推定発病時期から診断日までの間は 9 か月程度である。このた

め、障害の状態を判断するに当たって考慮する過去の情報がまだ少なく、病相期の期間や病相期が繰り返す程度が判断しにくいものと思われる。

審査請求人の精神疾患（機能障害）の状態、能力障害（活動制限）の状態について、審査請求人の精神疾患の病相期の持続期間がまだ短いこと及びうつ病という精神疾患の特性に鑑み、処分庁が、審査請求人の障害等級を総合的に判断して3級と決定したことは、処分庁の合理的な裁量の範囲内であり、当該決定を違法又は不当ということとはできない。

なお、審査請求人は、医師から2級の診断が出ている旨主張しているが、審査請求人が提出した診断書において、障害等級の記載は確認できない。また、制度上、手帳の障害等級の判定を行うのは診断書を作成する医師ではなく、あくまで処分庁であるから、当該主張を採用することは困難である。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

また、審査庁は、本件審査請求について、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求め、「原処分支持」との回答を得た上で、裁決を行おうとしており、その点からも本件処分の妥当性は担保されていると解される。

以上のことから、審理員意見書及び福岡県精神保健福祉審議会委員意見を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 大脇 成昭

委員 内田 敬子
委員 倉員 央幸